

レベニューキャップ制度の導入に伴う特定小売供給約款の変更届出に係る
経済産業大臣からの意見聴取への回答について（案）

令和 5 年 3 月 1 6 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課

（趣旨）

本年 2 月に、みなし小売電気事業者から経済産業大臣に対し、特定小売供給約款の変更届出があり、本年 3 月 2 日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）に対して意見の求めがあったところ、本件への当委員会としての回答について御審議をいただきたい。

1. 経緯

本年 4 月から新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）が導入されることを踏まえ、本年 1 月 2 7 日に、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づいて、一般送配電事業者 1 0 社の定める託送供給等約款が認可された。

これを受け、本年 2 月 1 4 日及び同月 2 8 日に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 2 号。以下「改正法」という。）附則第 1 8 条第 4 項及び同法附則第 1 6 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第 1 9 条第 4 項の規定に基づいて、以下に掲げるみなし小売電気事業者から、経済産業大臣に対して、特定小売供給約款の変更届出（以下「本届出」という。）が行われた¹。

- ・ 東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・ 中部電力ミライズ株式会社
- ・ 北陸電力株式会社
- ・ 関西電力株式会社
- ・ 中国電力株式会社
- ・ 九州電力株式会社

その上で、2 0 2 3 0 2 1 4 資第 2 1 号及び 2 0 2 3 0 2 2 8 資第 7 号（いずれも本年 3 月 2 日付け）のとおり、経済産業大臣から当委員会に、本届出に係る意見の求め（以下「本件」という。）があった。

本件は、電気事業法に基づく意見聴取ではないものの、特定小売供給約款料金の設定方法に係るものであることに鑑み、経済産業大臣から当委員会に対して意見の求めがあったものである。

¹ 東京電力エナジーパートナー株式会社及び九州電力株式会社は、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を託送料金によって回収する制度の開始に伴う託送料金増加分も、本届出に係る特定小売供給約款料金の變更に織り込むこととしていることに留意。

これを受け、本届出の内容について、本年3月15日に開催された第38回料金制度専門会合（以下「専門会合」という。）で中立的・客観的かつ専門的な観点から確認を行った。

2. 専門会合における確認結果

「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会 第三次中間取りまとめ（2022年1月）」において、「みなし小売電気事業者による小売経過措置料金の変更届出にあたっては、変動した託送料金を機械的に小売経過措置料金に当てはめることを基本とすることが適当」とされている。その上で、本届出のいずれについても、レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の変動分を、特定小売供給約款料金に概ね機械的に当てはめていることが確認された。

また、本届出の内容は、いずれも、「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20160325資第12号）第2（5）及び（13）に照らし、改正法附則第18条第7項及び同法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧電気事業法第19条第5項に基づく変更命令の要件にも該当しないことが確認された。

3. 当委員会の対応

上記2.の確認結果を踏まえ、別紙のとおり、経済産業大臣に対して、本届出の内容に異存が無い旨を回答することとしたい。

4. 参照条文

■ 電気事業法（昭和39年法律第170号）

（託送供給等約款）

第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（中略）について、（中略）託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。（以下略）

2～12 （略）

■ 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）

（電気事業法の一部改正）

第一条 電気事業法（中略）の一部を次のように改正する。（以下略）

附 則

（みなし小売電気事業者の供給義務等）

第十六条

1 みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、（中略）指定旧供給区域（中略）における一般の需要（中略）に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（中略）を拒んではならない。（以下略）

2・3 （略）

4 みなし小売電気事業者については、旧電気事業法（中略）第十九条第三項から第五項まで（中略）の規定（中略）は、みなし小売電気事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。（以下略）

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条 みなし小売電気事業者は、（中略）特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、（中略）特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 みなし小売電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、（中略）一般送配電事業者に支払うべき当該一般送配電事業者が同法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（中略）で設定した料金（中略）の額の増加に対応する場合には、（中略）第一項の認可を受けた特定小売供給約款（中略）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 みなし小売電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、（中略）その旨及びその変更後の特定小売供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出に係る特定小売供給約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

6 経済産業大臣は、第四項の規定による届出に係る特定小売供給約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

7 経済産業大臣は、第四項の規定による届出に係る特定小売供給約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該みなし小売電気事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その特定小売供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

8 （略）

■ 電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の電気事業法

（一般電気事業者の供給約款等）

第十九条

1・2 （略）

3 一般電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げる場合その他の電気の利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた供給約款（中略）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 一般電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。

二 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

6～10 (略)

■ 電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等
(20160325資第12号)

第2 処分の基準

(5) 特定旧法第19条第5項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令
特定旧法第19条第5項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令
については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 特定小売供給約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合 [第1号要件]
- ② 特定小売供給約款が、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号。以下「算定規則」という。）に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、すべての需要家に対して公平でない場合。特に、同令に基づき非特定需要及び特定需要ごとに整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定が公平でない場合。 [第3号要件]

(13) 改正法附則第18条第7項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令

改正法附則第18条第7項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令については、同条第6項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 料金の変更の内容として、(中略)一般送配電事業者に支払うべき当該一般送配電事業者が同法第18条第1項の認可を受けた託送供給等約款 (中略) で設定した料金 (中略) の額の増加に対応する目的以外の目的による変更が含まれている場合 [第1号要件]
- ② 特定小売供給約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合 [第2号要件]
- ③ 特定小売供給約款が、算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して公平でない場合。特に、同令に基づき非特定需要及び特定需要ごとに整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定が公平でない場合。 [第4号要件]

■ 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会
第三次中間取りまとめ (2022年1月)

I. 強靱な電力ネットワークの形成

(1) 送配電網の強靱化とコスト効率化を両立する託送料金改革

(h) その他

⑤託送料金の変動を小売経過措置料金に機動的に反映する仕組みについて

（前略）託送料金については、電力・ガス取引監視等委員会により、透明なプロセスを経た上で、厳格な査定が行われることになることから、みなし小売電気事業者による小売経過措置料金の変更届出にあたっては、変動した託送料金を機械的に小売経過措置料金に当てはめることを基本とすることが適当である。（以下略）

経 済 産 業 省

202303●●電委第●号
令和5年3月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款の変更の届出について（回答）

令和5年3月2日付け20230214資第21号及び同日付け20230228資第7号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第18条第4項及び同法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第19条第4項に規定する特定小売供給約款の変更の届出（以下「本届出」という。）について、「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会 第三次中間取りまとめ（2022年1月）」（以下「中間取りまとめ」という。）並びに「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20160325資第12号）第2（5）及び（13）（以下「変更命令基準」という。）に照らしてその内容を確認しました。

その結果、本届出に関し、中間取りまとめ及び変更命令基準に照らして、問題のある内容は確認されませんでした。そのため、本届出については、内容に異存ありません。